

平成20年(ル)第7729号

平成20年(ヲ)第3529号

債権差押及び転付命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 2 債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者に対し、弁済をしてはならない。
- 4 債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で第1項により差し押さえられた債権を債権者に転付する。

平成20年7月31日

東京地方裁判所民事第21部

裁判官 森田 浩美

これは正本である。

平成20年7月31日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 布施木



(民事執行法155条1項)

金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

請求債権目録(1)

東京簡易裁判所平成19年(ハ)第14133号不当利得返還等請求事件の
執行力ある判決正本に表示された下記金員及び執行費用

(1)	元金	金10万2188円
(2)	利息金	金907円
上記(1)の内金10万2188円に対する平成20年5月21日 から平成20年7月24日まで年5分の割合による利息金		
(3)	執行費用	金9820円
	内 訳	
	本申立手数料	4000円
	本申立書作成及び提出費用	1000円
	差押命令正本送達費用	2820円
	資格証明書交付手数料	2000円
	合計	金11万2915円

東京地方裁判所平成20年(ル)第1797号事件で取り立てた金11万
1404円は、同事件の執行費用に金1万2870円を、利息金に金4万
9111円を、損害金に1629円を、元金に金4万7794円を充当し
た。

東京地方裁判所平成20年(ル)第5234号・(ヲ)第3302号事件
で転付された金1万9000円は、同事件の執行費用に金1万0270円
を、元金に8730円を充当した。

請求債権目録(2)

東京簡易裁判所平成20年(サ)032383号訴訟費用額確定処分申立事件
の執行力ある訴訟費用額確定処分正本に表示された下記金員及び執行費
用

(1) 訴訟費用		金3万4470円
(2) 執行費用		金4450円
内 訳		
本申立手数料		4000円
送達証明書申請手数料		150円
執行文付与申立手数料		300円
合 計		金3万8920円

差押債権目録

金15万1835円

ただし、債務者が第三債務者株式会社みずほ銀行（神田駅前支店）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

1 差押えのない預金とある預金があるときは、次の順序による。

(1) 先行の差押え、仮差押えのないもの

(2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。

(1) 円貨建預金

(2) 外貨建預金

(差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買

相場により換算した金額(外貨)。ただし、先物為替予約がある場合には、

原則として予約された相場により換算する。)

3 数種の預金があるときは次の順序による

(1) 定期預金

(2) 定期積金

(3) 通知預金

(4) 貯蓄預金

(5) 納税準備預金

(6) 普通預金

(7) 別段預金

(8) 当座預金

4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。